

区域番号	林班	小班	機能類型	施業群	(法令制限) (保安林)	権利関係	小班面積 ha	林種	樹種	混交歩合	林齢	☆主伐が可能になる伐期齢	☆の間伐その他の樹の採取が可能な林齢	(現時点)連年生 長さ m	区域界の表示方法	明確でない小班内 雑地等面積 ha	区画面積 ha	区画から控除する 雑地等面積 ha	☆伐採率 %	☆採取方法	☆面的な複層状態 に誘導する小班的 まとめ	☆主伐箇所での間伐 率 %	採取可能面積 ha	☆前回の間伐実施 年度	☆主伐が可能になる 年度	☆の間伐その他の樹 の採取が可能な 年度	☆隣接林分が鬱閉 したものとする年 度	ha 当たり伐採材 積 m ³	☆保護樹帯の設定	☆保護樹帯が採取 可能になる年度	摘要
区域1	2002	い1	水源	ス分散	水涵保	—	19.35	単	スギ ヒノキ 他L	68 31 1	57	45	25	75.9 49.4 0.7	A	1.88	13.01 1.59	1.42	100	皆伐	-	35 35 35	-	H24	R4	R4	—	469	—	—	
区域1	2002	い3	水源	ス分散	水涵保	—	13.17	単	スギ ヒノキ	65 35	59	45	25	44.4 34.2	A	0.79	2.61 0.14	0.16	100	皆伐	-	35 35	-	H24	R4	R4	—	407	—	—	
区域1	2002	い4	水源	ス分散	水涵保	—	5.24	単	スギ 他L	99 1	56	45	25	39.8 0.2	B	0.21	4.90	0.20	100	皆伐	-	35 35	-	H24	R4	R4	—	476	—	—	
区域1	2002	い7	水源	ス分散	水涵保	—	6.28	単	スギ ヒノキ 他L	61 38 1	57	45	25	22.7 20.2 0.2	B	0.61	4.69 1.52	0.46	100	皆伐	-	35 35 35	-	H24	R4	R4	—	474	—	—	
区域1	2002	い8	水源	ス分散	水涵保	—	17.85	単	スギ ヒノキ	68 32	57	45	25	61.3 41.2	A	0.22	4.00 9.43	0.05	100	皆伐	-	35 35	-	H27	R7	R7	—	398	—	—	
区域1	2002	に	水源	ヒ分散	水涵保	—	1.83	単	ヒノキ	100	50	55	30	14.3	C	0.00	1.83	0.00	100	皆伐	-	35	-	H27	R7	R7	—	252	—	—	
区域1	2002	ほ	水源	ヒ分散	水涵保	—	1.11	単	ヒノキ	100	46	55	30	13.8	C	0.00	1.11	0.00	100	皆伐	-	35	-	H27	R11	R7	—	335	—	—	
区域2	2002	と	水源	ヒ分散	水涵保	—	1.97	単	ヒノキ	100	50	55	30	15.5	C	0.00	1.97	0.00	100	皆伐	-	35	-	H27	R7	R7	—	253	—	—	
区域1	2002	り	水源	ヒ分散	水涵保	—	3.89	単	ヒノキ	100	50	55	30	30.3	C	0.03	3.89	0.03	100	皆伐	-	35	-	H27	R7	R7	—	253	—	—	
区域1	2002	ぬ	水源	ヒ分散	水涵保	—	4.69	単	ヒノキ	100	50	55	30	36.4	C	0.05	4.69	0.05	100	皆伐	-	35	-	H27	R7	R7	—	253	—	—	
区域1	2002	る	水源	ス分散	水涵保	—	7.95	単	スギ ヒノキ	71 29	57	45	25	29.9 17.4	B	0.02	6.44 1.07	0.02	100	皆伐	-	35 35	-	H27	R7	R7	—	401	—	—	
区域3	2002	わ	水源	ス分散	水涵保	—	4.75	単	スギ ヒノキ	70 30	65	45	25	14.4 9.8	C	0.00	3.15 1.10	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H27	R7	R7	—	361	—	—	
区域1	2003	ろ	水源	ス分散	水涵保	—	8.85	単	スギ ヒノキ	70 30	55	45	25	38.3 23.7	A	0.03	6.56 1.22	0.03	100	皆伐	-	35 35	-	H29	R9	R9	—	356	—	—	
区域1	2003	へ1	水源	ス分散	水涵保	—	0.80	単	スギ	100	59	45	25	6.9	C	0.00	0.80	0.00	100	皆伐	-	35	-	H18	R3	R3	R10	614	工	R10	基礎額算定林分(一部)
区域1	2003	へ3	水源	ス分散	水涵保	—	0.35	単	スギ	100	59	45	25	3.0	C	0.00	0.35	0.00	100	皆伐	-	35	-	H18	R3	R3	R10	614	工	R10	
区域1	2003	と	水源	ス分散	水涵保	—	1.46	単	スギ ヒノキ	80 20	58	45	25	8.3 3.0	C	0.00	1.46	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H29	R9	R9	—	508	—	—	
区域1	2003	か1	水源	ヒ分散	水涵保	—	1.09	単	スギ ヒノキ	19 81	63	55	30	1.0 6.7	C	0.00	0.23 0.86	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H18	R3	R3	R10	397	工	R10	
区域1	2003	よ1	水源	ス分散	水涵保	—	19.67	単	スギ ヒノキ 他L	64 35 1	54	45	25	80.1 63.3 0.8	A	0.07	8.36 6.28	0.05	100	皆伐	-	35 35 35	-	H29	R9	R9	R10	356	工	R10	
区域4	2004	ろ	水源	ス分散	水涵保	—	7.67	単	スギ ヒノキ	74 26	52	45	25	45.1 22.9	A	0.00	6.45 0.42	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H28	R8	R8	—	459	—	—	
区域4	2004	は	水源	ス分散	水涵保	—	17.74	単	スギ ヒノキ	73 27	51	45	25	115.3 62.9	B	0.00	11.26 5.23	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H28	R8	R8	—	456	—	—	
区域5	2004	へ	水源	ヒ分散	水涵保	—	11.14	単	スギ ヒノキ	45 55	53	55	30	39.5 69.7	A	0.00	5.84 1.60	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H26	R6	R6	—	458	—	—	
区域6	2004	と2	水源	ヒ分散	水涵保	—	18.15	単	スギ ヒノキ	45 55	49	55	30	60.4 109.0	A	0.00	8.90	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H26	R8	R6	—	376	—	—	
区域7	2004	り1	水源	ス分散	水涵保	—	13.21	単	スギ ヒノキ	89 11	49	45	25	99.5 18.2	A	0.00	6.03 0.53	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H26	R6	R6	—	441	—	—	
区域7	2004	り2	水源	ス分散	水涵保	—	7.30	単	スギ ヒノキ	90 10	50	45	25	58.7 9.6	B	0.00	6.86 0.09	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H26	R6	R6	—	444	—	—	
区域7	2004	ぬ	水源	ス分散	水涵保	—	4.03	単	スギ ヒノキ	76 24	49	45	25	28.1 13.1	C	0.00	2.99 1.04	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H26	R6	R6	—	437	—	—	
区域7	2004	る	水源	ヒ分散	水涵保	—	12.60	単	スギ ヒノキ	31 69	48	55	30	31.5 103.5	A	0.00	5.05 4.17	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H26	R9	R6	—	384	—	—	
区域7	2004	た	水源	ス分散	水涵保	—	3.27	単	スギ ヒノキ	80 20	49	45	25	21.8 8.1	A	0.00	2.30 0.32	0.00	100	皆伐	-	35 35	-	H26	R6	R6	—	401	—	—	

区域番号	林班	小班	機能類型	施業群	(法令制限) (保安林)	権利関係	小班面積 ha	林種	樹種	混交歩合	林齢	☆主伐が可能になる伐期齢	☆間伐その他の樹木の採取が可能な林齢	(現時点)連年生長量 m	区域の表示方法	明確でない小班内雑地等面積 ha	区画面積 ha	区画から控除する雑地等面積 ha	☆伐採率 %	☆採取方法	☆面的な複層状態に誘導する小班的の まとめ	☆主伐箇所の間伐率 %	採取可能面積 ha	☆前回の間伐実施 年度	☆主伐が可能になる年度	☆間伐その他の樹木の採取が可能な年度	☆隣接林分が鬱閉したものとする年度	ha あたり伐採材積 m	☆保護樹帯の設定	☆保護樹帯が採取可能になる年度	摘要		
区域8	2025	へ	水源	ス分散	水涵保	—	26.59	単	スギ ヒノキ	85 15	69	45	25	72.0 20.3	A	0.34	19.90	0.25	100	皆伐	—	35 35	—	H20	R3	R3	—	332	イ	—	基礎額算定林分(一部)		
区域8	2025	と	水源	ス分散	水涵保	—	41.08	単	スギ ヒノキ	60 40	54	45	25	210.3 202.5	B	0.27	27.79 13.13	0.18	100	皆伐	—	35 35	—	H25	R5	R5	—	479	—	—			
区域8	2025	ぬ	水源	ヒ分散	水涵保	—	0.40	単	ヒノキ	100	54	55	30	4.9	C	0.00	0.40	0.00	100	皆伐	—	35	—	—	R3	R3	—	473	—	—	基礎額算定林分		
区域8	2025	る	水源	ス分散	水涵保	—	1.83	単	スギ ヒノキ	77 23	55	45	25	11.2 4.8	C	0.00	1.33 0.50	0.00	100	皆伐	—	35 35	—	H25	R5	R5	—	443	—	—			
区域9	2026	い	水源	ス分散	水涵保	—	9.26	単	スギ	100	70	45	25	43.6	C	0.11	9.26	0.11	100	皆伐	—	35	—	H19	R3	R3	—	476	—	—	基礎額算定林分(一部)		
区域10	2026	へ1	水源	ス分散	水涵保	—	11.53	単	スギ ヒノキ	59 41	64	45	25	36.6 40.3	B	0.11	4.83 4.54	0.05	100	皆伐	—	35 35	—	H25	R5	R5	R9	462	工	R9			
区域10	2026	と	水源	ス分散	水涵保	—	5.17	単	スギ ヒノキ	75 25	58	45	25	20.4 9.7	C	0.04	4.30 0.87	0.04	100	皆伐	—	35 35	—	H20	R3	R3	R9	378	工	R9			
区域10	2026	ち	水源	ス分散	水涵保	—	6.09	単	スギ ヒノキ	79 21	53	45	25	32.9 12.6	B	0.02	4.86 1.20	0.02	100	皆伐	—	35 35	—	H18	R3	R3	—	383	—	—			
区域10	2026	る1	水源	ス分散	水涵保	—	6.55	単	スギ ヒノキ	96 4	54	45	25	43.1 2.6	B	0.00	5.74 0.16	0.00	100	皆伐	—	35 35	—	H17	R3	R3	—	423	—	—	基礎額算定林分(一部)		
合計							323.91										261.15						153.23										

備考

- 「区画面積」は、表示方法A及びBにおいては区域位置図における各区画のGIS等による計測値、表示方法Cにおいては森林調査簿の小班面積です。
- 「区画から控除する雑地面積」及び「採取可能面積」の算定については、別紙8「権利設定料の算定方法等」別添「採取可能面積の算定方法等」のとおりです。
- 「haあたり伐採材積」は、林齢、主伐が可能になる伐期齢、現時点の連年生長量、伐採率等から採取時の材積を想定できるよう、参考に記載しているものであり、実際の材積を表すものではありません。
- 「摘要」に記載されている基礎額算定林分の伐区は、国において収穫調査を実施しています。このため、樹木採取権の設定後、当該箇所において樹木を採取する場合には、収穫調査を行う時間を要しません。なお、基礎額算定林分の伐区に係る収穫調査結果の有効期間は令和6年3月22日までです。
- ☆のついた項目は、別紙12「関東1茨城徳田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」で示したものです。
- その他表記事項についての凡例は別紙のとおりです。
- 区域番号及び区画面積以外の情報は、令和3年3月31日時点の森林調査簿によるほか、それぞれの区画について樹木採取権制度ガイドラインについて(令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知)、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画で示された考え方にに基づき示したものです。

関東1 茨城徳田樹木採取区森林資源等状況一覧表 凡例

項目	表記	内容
機能類型	水源	水源涵養タイプ（良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能の発揮が期待される基礎的な機能）
施業群	ス分散	スギ分散伐区（伐区を小面積にし分散化させる森林）
	ヒ分散	ヒノキ分散伐区（伐区を小面積にし分散化させる森林）
法令制限（保安林）	水涵保	水源かん養保安林（流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、洪水、渇水の緩和や各種用水を確保したりするために指定された保安林）
林種	単	育成単層林（同一年に植栽し生育した林分）
保護樹帯の設定		国が当該箇所最低限設置する必要があると見込んでいる保護樹帯。
	ア	尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所
	イ	生態系保全上重要な箇所（樹木採取区外を含む。）に隣接する箇所
	ウ	隣接する林分（民有林を含む。）であって公募時点において樹木採取権の存続期間中に主伐が予定されているものとの境界に当たる箇所
	エ	隣接する林分（民有林を含む。）が更新後、公募時点において別紙12「関東1茨城徳田樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」の2(5)の新生林分の鬱閉の判断の基準に示される年数を経過していない場合には、当該林分との境界に当たる箇所

関東1 茨城徳田樹木採取区森林資源等状況一覧表 齢級別面積

齢級	スギ 区画面積(ha)	ヒノキ 区画面積(ha)
1	0.00	0.00
2	0.00	0.00
3	0.00	0.00
4	0.00	0.00
5	0.00	0.00
6	0.00	0.00
7	0.00	0.00
8	0.00	0.00
9	0.00	0.00
10	32.13	19.55
11	78.19	29.73
12	42.56	15.12
13	8.21	6.50
14	29.16	0.00
15	0.00	0.00
16	0.00	0.00
17	0.00	0.00
18	0.00	0.00
19	0.00	0.00
20	0.00	0.00
合計	190.25	70.90